

新	旧	備考
海外投資保険運用規程 平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00052 沿革 (略) <u>令和 8 年 9 月 1 日 一部改正</u>	海外投資保険運用規程 平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00052 沿革 (略)	
<u>(内諾)</u> <u>第 4 条 海外投資保険の保険契約締結の内諾を申請しようとする者は、貿易保険に係る保険契約締結の内諾について（平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00071）によるものとする。</u>		
<u>(申込み)</u> 第 5 条 海外投資保険の申込みをしようとする者は、原則として、次の各号に掲げる日より前に、申込みを行うものとする。 一～二 (略)	(申込み) 第 4 条 海外投資保険の申込みをしようとする者は、原則として、次の各号に掲げる日より前に、申込みを行うものとする。 一～二 (略)	
<u>(分割送金の取扱い)</u> 第 6 条 被保険投資の相手方の対象株式等又は不動産に関する権利等の取得のために、その取得のための対価を分割して送金又は輸出する場合（以下「分割送金による投資」という。）について、海外投資保険の申込みをしようとする場合は、次の各号の規定に定めるところにより、取り扱うものとする。 一～三 (略)	(分割送金の取扱い) 第 5 条 被保険投資の相手方の対象株式等又は不動産に関する権利等の取得のために、その取得のための対価を分割して送金又は輸出する場合（以下「分割送金による投資」という。）について、海外投資保険の申込みをしようとする場合は、次の各号の規定に定めるところにより、取り扱うものとする。 一～三 (略)	
<u>(増資に係る保険契約の取扱い)</u> 第 7 条 約款（株）により保険契約を締結した被保険投資の相手方に対し、被保険者が増資を行った場合又は行おうとしている場合であって、当該増資に係る投資額について保険契約を締結するときは、被保険者の希望により次の各号のいずれかの方法によるものとする。 一～三 (略) 2 前項第 3 号に掲げる方法により新たな保険契約を締結する場合にあっては、第 11 条の規定にかかわらず、保険期間の最短限度は	(増資に係る保険契約の取扱い) 第 6 条 約款（株）により保険契約を締結した被保険投資の相手方に対し、被保険者が増資を行った場合又は行おうとしている場合であって、当該増資に係る投資額について保険契約を締結するときは、被保険者の希望により次の各号のいずれかの方法によるものとする。 一～三 (略) 2 前項第 3 号に掲げる方法により新たな保険契約を締結する場合にあっては、第 10 条の規定にかかわらず、保険期間の最短限度は	

新	旧	備考
増資前保険契約の残存期間（１年に満たない期間がある場合は１年に切り上げるものとする。）と２年（日本貿易保険が特に指定する場合は１年）のいずれか長い方とし、設定付保割合は増資前保険契約のそれを下回ってはならない。	増資前保険契約の残存期間（１年に満たない期間がある場合は１年に切り上げるものとする。）と２年（日本貿易保険が特に指定する場合は１年）のいずれか長い方とし、設定付保割合は増資前保険契約のそれを下回ってはならない。	
（取得のための対価の額等） 第８条 取得のための対価の額の設定については、次の各号に定めるいずれかによるものとする。ただし、日本貿易保険が認めた場合はこの限りでない。 一 被保険投資の相手方の株式等（<u>被保険者持分に相当する部分に限る。以下本項において同じ。</u>）又は不動産に関する権利等の取得のために実際に要した額。 二 取得した被保険投資の相手方の株式等又は不動産に関する権利等の額面上の金額。 三 <u>被保険投資の相手方の株式等又は不動産に関する権利等の評価額。ただし、被保険投資の相手方の株式等の評価額により設定を行う場合にあっては、以下のイ又はロによるものとし、再投資に係る損失のみをてん補する場合にあっては、以下のロによるものとする。また、不動産に関する権利等の評価額により設定を行う場合にあっては、以下のハによるものとする。</u> イ～ロ （略） <u>ハ 被保険者の財産目録、鑑定評価書又はこれに準ずる書類（公認会計士又はこれに準ずる者が当該書類の適正性を保証したものに限る。ただし、当該書類の提出が困難な場合は、日本貿易保険が特に認めた書類。）において不動産に関する権利等として計上されている額。</u> 四～六 （略） ２ （略）	（取得のための対価の額等） 第７条 取得のための対価の額の設定については、次の各号に定めるいずれかによるものとする。ただし、日本貿易保険が認めた場合はこの限りでない。 一 被保険投資の相手方の<u>対象</u>株式等又は不動産に関する権利等の取得のために実際に要した額。 二 取得した被保険投資の相手方の<u>対象</u>株式等又は不動産に関する権利等の額面上の金額。 三 被保険投資の相手方の<u>対象</u>株式等の評価額により設定を行う場合にあっては、以下の<u>いずれか</u>によるものと<u>する。ただし、</u>再投資に係る損失のみをてん補する場合にあっては、以下のロによるものとする。 イ～ロ （略） 四～六 （略） ２ （略）	
（換算率） 第９条 約款（株）第３３条第２項第１号（同項第２号から第５号までにおいて第１号を適用する場合を含む。以下本条において同じ。）及び約款（不）第３２条第２項第１号の規定にかかわらず、取得の	（換算率） 第８条 約款（株）第３３条第２項第１号（同項第２号から第５号までにおいて第１号を適用する場合を含む。以下本条において同じ。）及び約款（不）第３２条第２項第１号の規定にかかわらず、取得の	

新	旧	備考
ための対価の額又は配当金請求権の額の設定については、保険の申込みの日の属する月の1日における外国為替相場により邦貨に換算することができる。 2 (略)	ための対価の額又は配当金請求権の額の設定については、保険の申込みの日の属する月の1日における外国為替相場により邦貨に換算することができる。 2 (略)	
(保険期間の開始日及び終了日) 第10条 海外投資保険の保険責任の開始日は、保険契約の締結日の属する月の1日とする。 2～3 (略)	(保険期間の開始日及び終了日) 第9条 海外投資保険の保険責任の開始日は、保険契約の締結日の属する月の1日とする。 2～3 (略)	
(保険期間) 第11条 海外投資保険の保険期間（前条第1項又は第2項の保険責任の開始日から同条第3項の保険責任の終了日までの期間をいう。以下同じ。）の最短限度は、前条第3項のただし書きの場合を除き、2年（日本貿易保険が特に指定する場合は1年）とし、最長限度は30年とするものとする。また、更新の場合の保険期間は1年を単位とする。	(保険期間) 第10条 海外投資保険の保険期間（前条第1項又は第2項の保険責任の開始日から同条第3項の保険責任の終了日までの期間をいう。以下同じ。）の最短限度は、前条第3項のただし書きの場合を除き、2年（日本貿易保険が特に指定する場合は1年）とし、最長限度は30年とするものとする。また、更新の場合の保険期間は1年を単位とする。	
(支払期日前の請求) 第12条 約款（株）第27条第3項に定める日本貿易保険が別に定める式は、以下のとおりとする。 ただし、配当金、元本又は利子について固定の約定金利が定められている場合にあっては、算式中「5.84%」を「約定金利」とする。 $\text{約款の規定により算出した残額} - \text{約款の規定により確認された配当金、元本又は利子請求権の評価額} \times \left[\frac{1}{1 - (1 + 5.84\%)^m} \times \frac{1}{1 + 5.84\% \times \frac{n}{365}} \right]$ mは、確認日から償還期限までの日数を365で除した数の整数部分	(支払期日前の請求) 第11条 約款（株）第27条第3項に定める日本貿易保険が別に定める式は、以下のとおりとする。 ただし、配当金、元本又は利子について固定の約定金利が定められている場合にあっては、算式中「5.84%」を「約定金利」とする。 $\text{約款の規定により算出した残額} - \text{約款の規定により確認された配当金、元本又は利子請求権の評価額} \times \left[\frac{1}{1 - (1 + 5.84\%)^m} \times \frac{1}{1 + 5.84\% \times \frac{n}{365}} \right]$ mは、確認日から償還期限までの日数を365で除した数の整数部分	
(取得のための対価の額等の変更) 第13条 海外投資保険契約において、保険契約者から、被保険利益	(取得のための対価の額等の変更) 第12条 海外投資保険契約において、保険契約者から、被保険利益	

新	旧	備考
の増加又は減少を理由として取得のための対価の額又は配当金の額の変更請求があった場合には、約款（株）第 38 条又は約款（不）第 37 条の「その他合理的事由がある場合」として、対象株式等又は不動産に関する権利等の売却によるもののほか、それぞれ次の方法等により当該変更を認めるものとする。ただし、被保険利益の増加を理由とした変更請求にあっては、著しい状況の悪化が認められる場合その他個別案件の事情に照らし日本貿易保険が当該変更に応じられない場合はこの限りでない。なお、再投資先企業に対する保険申込者の持分評価額の変更を希望する場合については、取得のための対価の額又は配当金の額に係る変更請求と同時に行うものとする。 一 （略） 二 第 8 条第 1 項第 3 号に基づく直近の評価額に証券記載の為替換算率を乗じて得られた額が当初の取得のための対価の額を上回る場合には、被保険利益が増大したものとして超過額を上限として取得のための対価の額の増額を認める。 三 第 8 条第 1 項第 3 号に基づく直近の評価額に証券記載の為替換算率を乗じて得られた額が当初の取得のための対価の額を下回る場合には、被保険利益が減少したものとして、その差額を上限として取得のための対価の額の減額を認める。 四 （略）	の増加又は減少を理由として取得のための対価の額又は配当金の額の変更請求があった場合には、約款（株）第 38 条又は約款（不）第 37 条の「その他合理的事由がある場合」として、対象株式等又は不動産に関する権利等の売却によるもののほか、それぞれ次の方法等により当該変更を認めるものとする。ただし、被保険利益の増加を理由とした変更請求にあっては、著しい状況の悪化が認められる場合その他個別案件の事情に照らし日本貿易保険が当該変更に応じられない場合はこの限りでない。なお、再投資先企業に対する保険申込者の持分評価額の変更を希望する場合については、取得のための対価の額又は配当金の額に係る変更請求と同時に行うものとする。 一 （略） 二 第 7 条第 1 項第 3 号に基づく直近の評価額に証券記載の為替換算率を乗じて得られた額が当初の取得のための対価の額を上回る場合には、被保険利益が増大したものとして超過額を上限として取得のための対価の額の増額を認める。 三 第 7 条第 1 項第 3 号に基づく直近の評価額に証券記載の為替換算率を乗じて得られた額が当初の取得のための対価の額を下回る場合には、被保険利益が減少したものとして、その差額を上限として取得のための対価の額の減額を認める。 四 （略）	
（保険契約の解約） 第 14 条 以下のいずれかに該当する場合については、約款（株）第 19 条及び約款（不）第 19 条における「別に定める場合」として、保険契約の解約を認めるものとする。 一～二 （略） 2 保険契約者及び被保険者が、次の各号のうちいずれかを理由として、同一の投資に対する新たな保険契約の申込を前提として、保険契約の解約を申し出た場合は、約款（株）第 19 条又は約款（不）第 19 条における「別に定める場合」として、原則として保険期間の開始の日の毎年 of 応当日の前日に保険契約を解約し、当該応当日より新たな保険契約を締結することができるものとする。ただし、	（保険契約の解約） 第 13 条 以下のいずれかに該当する場合については、約款（株）第 19 条及び約款（不）第 19 条における「別に定める場合」として、保険契約の解約を認めるものとする。 一～二 （略） 2 保険契約者及び被保険者が、次の各号のうちいずれかを理由として、同一の投資に対する新たな保険契約の申込を前提として、保険契約の解約を申し出た場合は、約款（株）第 19 条又は約款（不）第 19 条における「別に定める場合」として、原則として保険期間の開始の日の毎年 of 応当日の前日に保険契約を解約し、当該応当日より新たな保険契約を締結することができるものとする。ただし、	

新	旧	備考
新たな申込み内容に基づく保険契約の締結について日本貿易保険が認めた場合に限るものとし、新たに締結する保険契約の保険期間の最短限度は、第 <u>11</u> 条の規定にかかわらず、解約時点における保険契約の残存期間とする。 一～四 （略）	新たな申込み内容に基づく保険契約の締結について日本貿易保険が認めた場合に限るものとし、新たに締結する保険契約の保険期間の最短限度は、第 <u>10</u> 条の規定にかかわらず、解約時点における保険契約の残存期間とする。 一～四 （略）	
	<u>第 14 条 削除</u>	
（評価額の調整） 第 18 条 約款（株）第 4 条第 1 項における「直前評価額」及び同条第 3 項における「直後評価額」において、当該評価に反映されていない増資、減資、事業譲渡、合併、重要資産の処分若しくは毀損、担保の実行その他これらに準ずる事象を含む、約款 <u>（株）</u> 第 2 条第 1 項のいずれの事由にも該当しない事象が認められる場合は、当該事象による変動額を調整した後の金額を評価額とする。ただし、日本貿易保険が認めた場合はこの限りでない。	（評価額の調整） 第 18 条 約款（株）第 4 条第 1 項における「直前評価額」及び同条第 3 項における「直後評価額」において、当該評価に反映されていない増資、減資、事業譲渡、合併、重要資産の処分若しくは毀損、担保の実行その他これらに準ずる事象を含む、約款第 2 条第 1 項のいずれの事由にも該当しない事象が認められる場合は、当該事象による変動額を調整した後の金額を評価額とする。ただし、日本貿易保険が認めた場合はこの限りでない。	
<u>附 則</u> <u>この改正は、令和 8 年 10 月 1 日から実施する。</u>		